

台東区区民憲章策定区民会議設置要綱

平成17年6月22日

17台企企第32-2号

(設置)

第1 台東区民憲章(以下「区民憲章」という。)に関する検討を行うため、台東区区民憲章策定区民会議(以下「区民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 区民会議は、次の各号について検討を行う。

- (1) 区民憲章の策定に関すること。
- (2) 区民憲章策定後の取組みに関すること。

(構成)

第3 区民会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公募による区内在住・在勤・在学の者 30名以内
- (2) 区議会議員 8名以内
- (3) 学識経験者 3名以内

(任期)

第4 委員の任期は、区民憲章に関する検討結果を、区長に報告する日までとする。

(会長及び副会長)

第5 区民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者の内から互選により定める。
- 3 会長は、区民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6 区民会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 3 区民会議は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 区民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

るとする。

(小委員会)

第7 区民憲章の策定に関し、個別の事項を専門的、能率的に検討するため、会長は、区民会議に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の座長及び委員は、第3条各号に規定する委員のうちから、会長が指名する。

(事務局)

第8 区民会議の事務局は、企画財政部企画課に置く。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年7月1日から適用する。